

第1編 基本

○学校法人金沢学院大学寄附行為

施行 昭和26年3月2日

最終改正 平成30年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人金沢学院大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を石川県金沢市末町10の5番地の1に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、私立学校法による学校法人で、教育基本法及び学校教育法に従い、愛と理性の伸長を指標とし、文化日本の建設に貢献し、進んで世界の平和と人類の福祉に奉仕する有為な人材を養成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 金沢学院大学大学院

経営情報学研究科

人文学研究科

スポーツ健康学研究科

(2) 金沢学院大学

文学部 日本文学科 国際文化学科 歴史文化学科 文学科 教育学科

経営情報学部 経営ビジネス学科 経営システム学科 経営情報学科

美術文化学部 美術学科 メディアデザイン学科

人間健康学部 スポーツ健康学科 健康栄養学科

芸術学部 芸術学科

(3) 金沢学院短期大学

食物栄養学科 現代教養学科 幼児教育学科

(4) 金沢学院高等学校

全日制課程・普通科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10人

(2) 監事 2人

(理事長)

第6条 この法人の理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任する場合も、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(役付理事)

第7条 この法人に副理事長、常務理事を各1人置くことができる。

2 前項の役付理事は、理事長以外の理事のうちから、理事総数の過半数の議決により選任する。役付理事の職を解任するときも、同様とする。

3 役付理事は、この法人を代表し、それぞれ理事長を補佐して、この法人の業務を行なう。

(理事の選任)

第8条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 金沢学院大学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人

(3) 学識経験者のうち、理事会において選任した者 6人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、評議員又は職員以外の者のうちから評議員会の同

意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第10条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(役員任期)

第11条 役員(第8条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第12条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会)

第14条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は理事をもって組織する。
- 3 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 4 理事会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、この条第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第15条 この寄附行為のうち別段に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事総

数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 合併

（理事の代表権の制限）

第16条 理事長、副理事長、常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（議事録）

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が記名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

（評議員の選任）

第19条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 8人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 10人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第20条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員会)

第 21 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21 人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。

(諮問事項)

第 22 条 この寄附行為のうち別段に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) 剰余金の処分に関する事項

- (5) 寄附金品の募集に関する事項
- (6) 寄附行為の変更に関する事項
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項
(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員会は、この法人の業務執行の状況及び財産の状態等について、理事長に対して意見を述べ又はその諮問に答え、若しくは理事長から報告を受けることができる。

(議事録)

第 24 条 第 18 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第 2 項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 25 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学金及び検定料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 26 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

(寄附者の指定)

第 27 条 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 28 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 29 条 基本財産及び運用財産中の積立金は確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 31 条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）であって学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の過半数の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(決算)

第 33 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 毎会計年度の決算において剰余金が生じたときは、その一部又は全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越するものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 34 条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、毎会計

年度終了後2月以内に作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第10条第3号の監査報告書を常に事務所に備え置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散及び同項第3号に規定する合併にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

第37条の2 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合における残余財産の帰属者は、解散のときにおける他の学校法人その他教育事業を行う公益法人のうちから理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決によって選定する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第39条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の定めにかかわらず、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、北國新聞に掲載し、学校法人金沢学院大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則等)

- 第41条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	嵯峨	保二
理事（名誉理事長）	直山	与二
理事	池田	作松
理事	上田	忠雄
理事	西川	外吉
理事	宮下	与吉
理事	林	正義
理事	黒田	吉夫
監事	野根長太郎	
監事	嵯峨	通

この寄附行為は昭和26年3月2日文部大臣の認可日から施行する。

附 則

この法人は第四条に掲げる学校のほか当分の間各種学校（金澤女子専門学園）を

設置する。

この寄附行為は昭和 27 年 3 月 1 日文部大臣の認可日から施行する。

附 則

昭和 27 年 3 月 1 日付寄附行為に附則された『この法人は第四条に掲げる学校のほか当分の間各種学校（金澤女子専門学園）を設置する』を削除する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 28 年 5 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 30 年 2 月 18 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 33 年 9 月 9 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 35 年 8 月 24 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 39 年 5 月 28 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 44 年 12 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 50 年 1 月 10 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 56 年 3 月 24 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 56 年 5 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 61 年 12 月 23 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 63 年 10 月 12 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 4 年 1 月 22 日）から施行する。

附 則

平成 5 年 1 月 28 日文部大臣の認可の寄付行為は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 6 年 12 月 21 日文部大臣認可の寄附行為は平成 6 年 12 月 21 日から施行する。
ただし、学校法人名及び学校名については、改正後の寄附行為第 1 条、第 4 条第 1 号及び第 3 号、第 8 条並びに第 40 条の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 31 日までは、なお従前の名称とする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 5 月 28 日）から施行する。

附 則

平成 9 年 12 月 19 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 10 年 12 月 22 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 11 年 12 月 22 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（金沢学院大学の文学部英米文学科の存続に関する経過措置）

金沢学院大学の文学部英米文学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 12 年 5 月 24 日文部大臣認可の寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 13 年 5 月 29 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 16 年 3 月 30 日）から施行する。

附 則

平成 17 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 18 年 5 月 30 日）から施行する。

附 則

平成 18 年 12 月 14 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 19 年 5 月 29 日）から施行する。

附 則

平成 19 年 12 月 3 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 20 年 1 月 24 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（金沢学院大学の経営情報学部経営・会計学科の存続に関する経過措置）

金沢学院大学の経営情報学部経営・会計学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（金沢学院大学の美術文化学部情報デザイン学科の存続に関する経過措置）

金沢学院大学の美術文化学部情報デザイン学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 22 年 10 月 29 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（金沢学院大学の美術文化学部美術工芸学科の存続に関する経過措置）

金沢学院大学の美術文化学部美術工芸学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定

にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 23 年 5 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（金沢学院大学の経営情報学部情報ビジネス学科及び美術文化学部芸術文化学科の存続に関する経過措置）

金沢学院大学の経営情報学部情報ビジネス学科及び美術文化学部芸術文化学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 26 年 10 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 27 年 8 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 29 年 8 月 29 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。